

人生100年時代に向けて 企業年金のこれまでを振り返る

令和元年5月28日

山内 孝一郎

本日お話をしよう（振り返ってみよう）と考えていること

- 1980年代後半から2000年代初頭
（年金数理人制度の創設～DB・DC法の施行）
- 2001年頃から2004年頃
（DB・DC法施行～平成16年財政検証・年金改正）
- 2004年頃から2012年頃
（平成16年年金改正～社会保障・税一体改革の頃まで）
- 2012年頃から2014年頃
（健全化法前後）
- 2014年頃から現在 [そして、これから・・・]
（企業年金等の普及・充実に向けて）

1980年代後半から2000年代初頭（年金数理人制度の創設～DB・DC法の施行）

1988年	厚生年金保険法改正 <ul style="list-style-type: none">・ 厚生年金基金が行う給付の努力目標水準の設定（代行部分の2.7倍）・ 年金数理人制度の創設（9月施行） など
1989年	年金法改正 年金数理人会創立（4月）
1996年	厚生省「厚生年金基金制度研究会報告」（6月）
1997年	厚生年金基金の運用関係の見直し、財政運営基準の制定、設立認可基準等の改正等 <ul style="list-style-type: none">・ 厚生年金基金の受託者責任ガイドラインの制定・ 厚生年金基金財政運営基準の導入：資産の時価評価／非継続基準の財政検証／予定利率、給付利率の弾力化、指定年金数理人制度の導入等・ 厚生年金基金の資産配分規制の完全撤廃・ 厚生年金基金設立認可基準等の改正 「規制緩和推進計画の再改定について」閣議決定（3月） 「企業年金基本法に関する関係省庁連絡会議」（6月） 「企業年金に関する包括的な基本法についての検討事項」（関係3省庁）（11月）
1998年	企業会計審議会「退職給付に係る会計基準」等（6月）
1999年	国民年金保険料の引上げ凍結（4月）、厚生年金保険料の引上凍結（10月） 特別法人税の凍結（4月） 日本公認会計士協会「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」（9月） 厚生年金基金の免除保険料率・最低責任準備金の凍結（10月）
2000年	年金法改正 <ul style="list-style-type: none">・ 厚生年金給付水準の適正化、既裁定者物価スライド、育児休業中の保険料免除・ 厚生年金基金間の権利義務の移転・承継 退職給付に係る新会計基準の導入（4月） 「企業年金の受給権保護を図る制度の創設について（案）」（関係5省庁）（8月）
2001年	確定拠出年金法（10月施行）
2002年	確定給付企業年金法（4月施行）

2001年頃から2004年頃（DB・DC法施行～平成16年財政検証・年金改正）

- 2001年
- 確定拠出年金法施行（10月）：企業型確定拠出年金のスタート等
 - 厚生年金基金の運営の弾力化（11月：2002年4月施行）
 - ・ 財政基準の弾力化（許容繰越不足金の緩和、回復計画の弾力化等）
 - ・ 給付設計の弾力化（プラスアルファ部分の給付水準の下限の見直し等）
 - 日本公認会計士協会「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」の改正（12月）
- 2002年
- 個人型確定拠出年金スタート（1月）
 - 確定給付企業年金制度スタート（4月）
 - ・ 厚生年金基金の代行返上（将来期間分）の開始、キャッシュバランスプランの導入など
 - 厚生年金基金の運営の弾力化（8月）
 - ・ 掛金の適用猶予（段階的引上げ）など
- 2003年
- 厚生年金基金解散・移行認可基準の改正（1月）
 - ・ 代行割れ厚生年金基金の代行返上（将来期間分）が可能に
 - 総報酬制の導入（4月）
 - 厚生年金基金の運営の弾力化（5月）
 - ・ 回復計画の期間延長、掛金の適用猶予など
 - 厚生年金基金の代行返上（過去期間分）の開始（9月）
- 2004年
- 厚生年金基金・確定給付企業年金の運営の弾力化等（3月）
 - ・ 満期保有目的債券の簿価評価など
 - 年金改正
 - ・ マクロ経済スライドの導入など公的年金にかかる給付と負担の見直し、年金分割等
 - ・ 企業年金の改正（代行部分の凍結解除、厚生年金基金の解散の特例措置、ポータビリティの確保、確定拠出年金の改正等）

2004年頃から2012年頃（平成16年年金改正～社会保障・税一体改革の頃まで）

- 2004年 平成16年改正法施行
- ・ 確定拠出年金の拠出限度額引き上げ、移換限度額撤廃など（10月）
- 2005年 平成16年改正法施行
- ・ 厚生年金基金の代行部分の凍結解除、指定基金制度の実施、特例解散制度の導入（3年間の時限措置）、設立認可要件の強化 など（4月）
 - ・ 厚生年金基金連合会が企業年金連合会に改組、企業年金のポータビリティ拡充、企業型確定拠出年金の中途引出し要件の緩和 など（10月）
- 2006年 厚生労働省「企業年金研究会」（10月～2008年10月）
- 2009年 厚生労働省「適格退職年金の企業年金への移行支援本部」（1月～2011年2月）
厚生労働省「企業年金政策研究会」（2月～9月）
- 厚生年金基金・確定給付企業年金の運営の弾力化（7月）
- ・ 掛金引上げの猶予、継続基準不足金の一部解消、継続基準での期ずれ解消（基金）など
- 国民年金法（平成16年改正法）の改正 など
- 2011年 国民年金及び企業年金等による高齢期の所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律（年金確保支援法）
- ・ 退職時の年金給付が可能な年齢を拡充（8月）
 - ・ 企業型確定拠出年金のマッチング拠出の導入（2012年1月）
 - ・ 厚生年金基金の特例解散制度の（再）実施（5年間の時限措置）（8月） など
- 2012年 いわゆるA I J問題（2月）
- 適格退職年金制度の廃止（10年間の経過措置期間の終了）（3月）
- 社会保障・税一体改革関連法の成立（8月）

2012年頃から2014年頃（健全化法前後）

- 2012年 厚生労働省「厚生年金基金等の資産運用に関する特別対策本部」設置（3月）
厚生労働省「厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する有識者会議」設置（4月）
- 社会保障・税一体改革関連法の成立（8月）
- ・ 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（機能強化法）
 - ・ 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律 など
- 社会保障審議会年金部会に「厚生年金基金に関する専門委員会」設置（11月）
- 2013年 「厚生年金基金に関する専門委員会」意見書（2月）
- 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（健
化法）（6月）
- ・ 施行日以降は厚生年金基金の新設は認めない、特例解散制度の見直し（5年間の時限措
置）、厚生年金基金から他の企業年金等への積立金の移行についての特例 など
- 社会保障審議会に企業年金部会設置（10月）
- 2014年 企業年金部会に「特例解散等に関する専門委員会」設置（3月）
- 健全化法施行（4月）

2016年 確定拠出年金法等の一部を改正する法律

<確定給付企業年金法の改正>

- ・ 実施事業所の減少の特例等 (2016年7月施行)
- ・ ポータビリティの拡充 (2018年5月施行)
- ・ リスク対応掛金やリスク分担型企業年金の導入 (2017年1月施行)
- ・ 「運用の基本方針」・「政策的資産構成割合」の策定義務化 (2018年4月施行)
- ・ 総合型基金の代議員の選任の在り方の見直し (2018年10月1日から適用)
- ・ 総合型基金の会計の正確性の確保 (2019年度決算から適用)

<確定拠出年金法の改正>

- ・ 企業年金連合会への投資教育の委託 (2016年7月施行)
- ・ 個人型の加入可能範囲の拡大 (2017年1月施行)
- ・ 掛金の拠出単位の年単位化 (2018年1月施行)
- ・ 中小企業向け施策の充実 (簡易型、中小事業主掛金納付制度の導入) (2018年5月施行)
- ・ ポータビリティの拡充 (2018年5月施行)
- ・ 運用の改善 (指定運用方法、運用商品提供数の上限の設定等) (2018年5月施行)
- ・ 継続投資教育の努力義務化 (2018年5月施行)

2019年 企業年金部会 → 企業年金・個人年金部会 (2月)

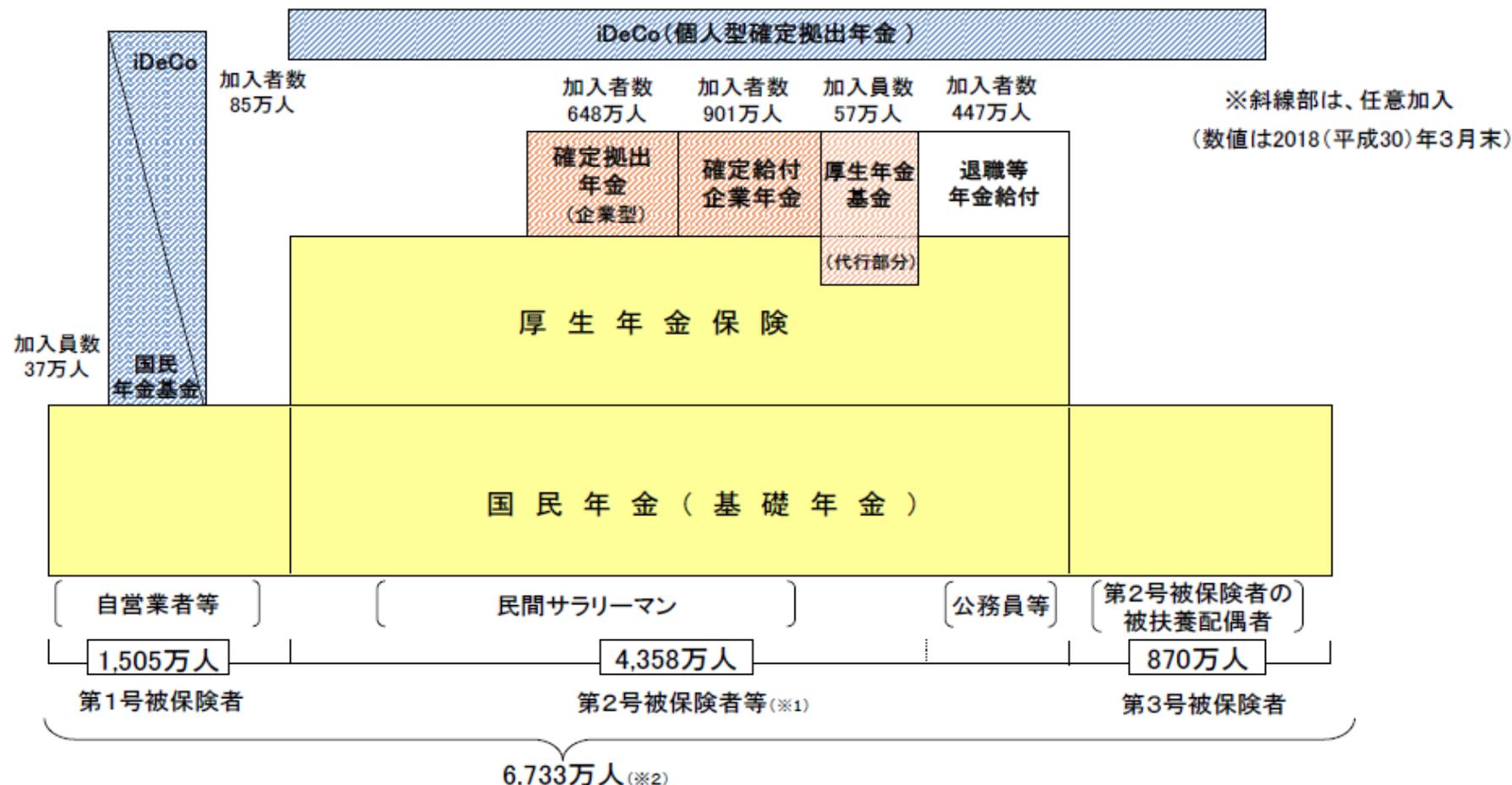
- ・ 企業年金・個人年金に関する検討課題についての検討開始・・・

年金制度の体系

○ 20歳以上65歳未満人口に対し、企業年金・個人年金の加入者の割合は、25.0%

○ 厚生年金被保険者に占める企業年金・個人年金の加入者の割合は、38.9%

※ 複数の制度に重複加入している加入者数を推計し控除して算出。



※1 第2号被保険者等とは、厚生年金被保険者のことをいう(第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢、または、退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む)。

※2 20~65歳未満人口は、6,965万人。人口推計(2018(平成30)年9月)調べ。